

市民連絡会とやま、始動へ

いよいよジャーナリズムを考える市民連絡会とやま（以下連絡会）が10月例会を開催し始動し始めました。活動の柱になるのは日々伝えられる報道ニュースの中の気になるニュースを取り上げ、連絡会に集う市民の目でその問題点を記録していく作業です。例会で、話題になったのは10月22日の天皇即位儀式一色テレビ報道、「差別」を「格差」と言い換える最近の報道のあり方、10月25日の日韓首相会談の記事では、日本政府の言い分をそのまま伝え、政府判断の問題点を触れない報道など多岐に…。

11月のOpinion

連絡会の主な活動の一つに、《気になるニュースを取り上げ、ブログで発信》がありますが、11月は3つの意見を載せることになりました。

- 01、NHK かんぽ不正販売報道続編延期問題
- 02、微用工判決は国際法違反か
- 03、市民の「なぜ？」に答えていない報道

NHK かんぽ不正販売報道続編延期問題

9月26日の毎日新聞のスクープとそれに続く他紙を含む一連の報道により、かんぽ不正販売を告発するクローズアップ現代+（昨年4月24日放送）の続編放送（昨年8月放送予定）が日本郵政グループの抗議・圧力により延期されていたことが明らかとなった。（続編は今年7月に放送された。）

このかんぽ不正販売報道続編延期問題には以下の6つの問題点がある。

- (1) 続編番組が延期されたことで視聴者の知る権利が侵害され、かんぽ不正販売による被害が拡大したこと。
- (2) 「放送番組は法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉されない」とする放送番組の編集の自由を定めた放送法第3条違反の疑い。
- (3) 日本郵政グループによる申し入れを受けて、NHK 経営委員会（石原経営委員長）が上田 NHK 会長に対しガバナンス（統治）体制の強化するよう嚴重注意したが、その意味するところは「NHK の執行部が番組編集に関与して政治権力に都合の悪い内容をあらかじめチェックせよということ」（注1）であり、経営委員長の番組制作の介入禁止を定めた放送法第32条違反の

疑い。

(4) しかも、その上田会長に嚴重注意を行った経営委員会の議事録には、嚴重注意についての議事録がなく（毎日その他各紙9月30日報道）、経営委員会の議事録作成義務を定めた放送法第41条違反の疑い。

(5) 石原経営委員長に関しては、日本郵政からの不当な抗議圧力の防波堤になるどころか、自ら放送法違反と思われる行為をし、公共放送 NHK 放送の独立性と自律性を損ねてしまった NHK 経営委員長としての適格性が疑われる問題。

(6) 以上の問題を防止できなかった、経営委員会全体の問題と番組制作者側の問題。

なお、今回の問題で注目したいのは、NHK 職員の制作費使用込みの問題発覚後07年放送法改正時に経営委員会の権限に加えられた放送法29条二の「役員の職務の執行の監督」条項である。放送法の逐条解説では、「あくまで経営職務執行の監督に限定されると解釈」（注2）されているものの、今回は「番組制作職務の執行監督まで拡大」（注2）され、その条項を利用する形で経営委員長から会長への嚴重注意が行われたと思われるからである。政治的に決まっていく経営委員により構成される経営委員会を通じての《政治によるNHK支配》が、あらたな道具（放送法第29条二）を手にしたことで着実に進行し、強化されている実情の一端が明るみになったのも今回の問題ともいえそうだ。（文責：大島俊夫）

（注1）出典：後藤春夫「崩壊するNHKの自主自律」マスコミ市民2019年11月号p55

（注2）出典：同上p56

（参考資料）・かんぽ不正販売報道続編延期問題を伝えた新聞各紙



毎日新聞 2019年9月26日

徴用工判決は国際法違反か

～ 10月24日に行われた日韓首相会談を伝える10月25日の
読売新聞の一面記事の見出しについて～

(なおこの「徴用工判決」とは2018年10月30日に韓国大
法院が下した「日本製鐵徴用工事件再上告審判決」をいう)

徴用工判決「国際法違反」(安倍首相)

(同日の社説には「文政権は国家間の約束守れ」を掲載)

新聞、テレビ報道はこれでいいのかとあらためて問いたく
なる見出しであり記事だ。

疑問点などの批判的視点も触れることなく、政府の考えを
そのまま載せていいのか。当判決を国際法違反と果たして簡
単にいえるのだろうか。

日本政府主張の国際違反の論拠を、メディア自身が調査し
報道するか、または安倍首相に論拠の説明を促すべきだ。

なお、この「徴用工判決は国際法違反」の見出しは読売だ
けでなく、森友・加計問題では政府批判の急先鋒であったリ
ベラル紙の一つ朝日新聞もこの問題については、なぜか政府
見解を大きく取り上げる見出しで記事が掲載する共通の傾向
があることも確認しておきたい。

《19年8月28日朝日新聞デジタル》

菅氏「最大の問題は元徴用工」 国際法違反の解消求める

いくつかの疑問点を挙げてみる。

1、三権分立と司法権の独立の視点から

近代民主主義国家においては、権力分立、司法権の独立は
基本的な政治原理であり、司法が行政・政府に従属しないの
は法理である。裁判官は憲法と法律、自己の良心にのみ従っ
て判断さえすれば良いのは中学・高校の社会科を習った普通
の日本人ならば誰でもわかることだ。

それゆえたとえ日本との協定内容とは違う、判決が出たか
らといって、2018年「徴用工判決は国際法違反」と、日本政
府が韓国政府に裁判所判決への変更干渉を求める批判をして
いいのか。個人と企業間での紛争に国として批判し、相手国
に制裁を加えることは許されるのか。

2、請求権協定で消滅できない「個人請求権」

現在の日本政府が昨年の徴用工判決後からこの間繰り返
し強調している1965年の日韓請求権協定2条「両国および国
民の間の請求権に関する問題が完全かつ最終的に解決した」

という合意内容は、協定締結後の日本側の解説書はもとより、
1991年8月27日の外務省条約局長の参議院予算委員会での
発言では「完全かつ最終的に解決」とは日韓両国が外交保護
権を放棄するという意味であり、政府を通じないで外国に賠
償を要求する個人の請求権を消滅させることでないと述べて
おり、しかも今回の徴用工訴訟は個人請求権に基づく企業に
対する不法行為への賠償を請求する民事訴訟だ。

請求権協定第2条「請求権に関する問題が完全かつ最終的
に解決した」でもって、韓国徴用工被害者が提訴した判決を
一方的に「国際法違反」と批判することはできないのでないか。
(外交保護権とは国民が外国から不当な扱いを受け、その被害
が相手国から救済されないとき、被害者の国が相手国に賠償
を要求する権利)

3、日韓基本条約・日韓請求権協定の締結時の韓国の政権は 朴正熙軍事独裁政権

当時の韓国は軍事独裁政権下で、韓国市民の人権が保障さ
れているとはいいい難い状況であり、その時に成立した協定を
根拠として、植民地支配時代の人権侵害の救済を求める原告
徴用工被害者の請求を認めた判決をその人権侵害を行った加
害企業側の国である日本が批判することは果たして、人道的・
道義的に許されるのか。

4、国際人権規約b規約違反は日本？

1966年に国連で採択され、76年に効力が発生した国際人
権規約b規約(市民的および政治的権利に関する国際規約)
には、第2条3項「この規約において認められる権利または
自由を侵害された者が、公的資格で行動する者によりその侵
害が行われた場合にも、効果的な救済措置を受けることを確
保すること」や、徴用工問題に関しては第8条3項(a)には「何
人も、強制労働に服することを要求されない」が書かれてお
り、日本は1979年国会承認し遵守義務を負っていることから、
韓国の徴用工被害者は日本国に対して救済を求める権利があ
るのは明白である。(注1)

日韓請求権協定でもって2018年徴用工判決を批判はでき
ないのはもちろん、逆に徴用工被害者の救済を拒もうとして
いる日本政府自体が国際人権規約b規約違反だと非難される
のではないか。

最後に判決文を読んで

2018年徴用工判決文で注目したいのは、その多数意見の日
本による「植民地支配と直結した不法行為による損害賠償請
求権は(日韓)請求権協定に含まれない」という主張で、そ
の論拠を詳しく論じている点だ。

アジア太平洋戦争後サンフランシスコ平和条約によって日

本は独立を果たすがその条約には韓国は含まれず、日本が独立後韓国との講和条約である日韓基本条約および日韓請求権協定が結ばれるまで 10 数年かかったが、その理由の一つに、日本が植民地支配の歴史の認定と謝罪を回避し続け、その責任を曖昧にしようとし続けたからでもあった。(注2)

日韓基本条約・日韓請求権協定が結ばれてから 54 年。その植民地支配への反省への曖昧さは解消されることなく、今や嫌韓本などの歴史修正主義の雑誌や本が書店に多数並ぶ。以前ならば考えられない歴史を改ざんすることに痛痒も感じない時代になってしまった。

2018 年判決文を読んだが、正直、その内容に問題点やおかしさを感じられなかった。

判決文を読めば、社会的正義がどちらの側にあるのかを判断することはそれほど難しいことではないと思う。

メディアに携わる人には、現政権の判断に左右されることがなく、最低限、判決文に書かれた事実認定もされた、原告元徴用工の被害実態を含めて、素直にその判決文を読んで欲しい。判決文を読んでもうひとつの感想だ。

(文責：大島俊夫)

参考資料

- ・(注1)「日韓関係を破壊する安倍政権」浅井基文著／マスコミ市民 2019 年 10 月号所収
- ・(注2)「日韓条約の今日の問題点」山田昭次著／雑誌「世界」臨時増刊 567 号所収
- ・2018 年徴用工（日本製鐵徴用工事件再上告審）判決文は、「徴用工裁判と日韓請求権協定」（現代人文社）に掲載されていたものを読みました。



市民の「なぜ？」に答えていない報道

富山市 街なか活性化へ フォルツァ総曲輪 来年3月再開へ
(2019年08月27日・県内各メディア)

- ① ポイントは富山市が9月補正で4500万円を投じたこと。座席の入れ替えや床や壁の張替え改修費。
- ② 2007年に開館し、16年9月に集客力不足で休館している。休館時の年間運営費は4500万円だが、入場料収入3000万円でその差額1500万円は富山市が補助していた。
- ③ 休館の背景には16年6月のジェイマックスシアター開館がある。入居する再開発ビルユウタウン総曲輪は総事業費84億円のうち、約38億円は国・富山県・富山市が負担している。また、ほとり座の開館もあり、これほどの競合状態では集客力は望めないとの判断。運営委託は民間企業だというのが、委託先の富山市民プラザは富山市が70%出資する第3セクター。

疑問

16年の休館にたった状況と全く変わらないのに、4500万円の血税を投入する意図がわからない。持続可能な映画上映館であるという根拠を富山市は明らかにすべきである。

これを踏まえて、富山映画サークル久保勲代表から聞いた。

- ① 映画の状況は極めて厳しい。上映できるシアターはほぼ東宝の独占状態で、上映の可否、利益配分も東宝の意のままという状況で、製作側にカネが回らない。東宝は自ら製作しないとしている。
- ② 映画をかけるにしても、独立系ではよほどの人脈や経験がないとやっていけない。つまりフィルムの貸出交渉ができないのではないか。
- ③ 16年の休館にたった状況と全く変わらないのに、4500万円の血税を投入する意図がわからない。持続可能な映画上映館であるという根拠を富山市は明らかにすべきである。

取り敢えず、以下に電話にて問い合わせた。

富山市中心市街地活性推進課＝川崎担当。

株式会社市民プラザに運営を委託し、公設民営化で3月20日に再開する。また貸館なども視野に入れているようだ。

映画サークルでは問題が解決されないままの再開で早晚生き詰まるという指摘だがという問いに、市民の代表である議会

で討議され、承認されているので、払拭されている。

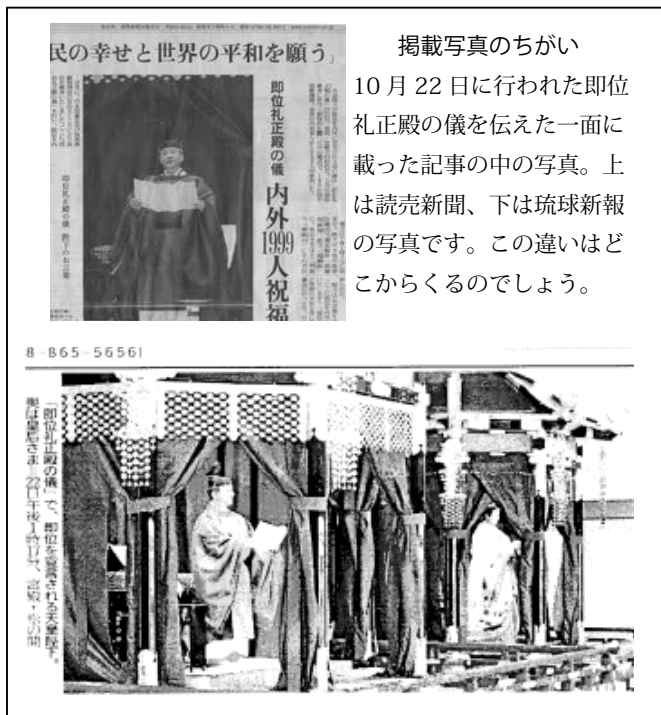
とやま市民プラザ＝上田担当。

運営方法はこれからで、社内で討議している段階。果たしてできるのか、できるとしても持続できるのか不安が強い。

問題点

- ① 発表ものをそのまま伝えている。
- ② ちょっと調べれば、問題点はわかるはず。
- ③ 議会で承認されたから、問題なし、責任なしという態度。

(文責：甲田克志)



NHK 経営委員長の辞任を求める署名

11月のOpinionでも触れているNHKかんぽ不正販売報道続編延期問題で明るみになったことにより、現在のNHK経営委員長の委員長としての適格性が問われ、辞任を求める署名が開始。10月後半より市民連絡会とやまも署名運動の賛同団体に参加しました。11月13日には、今年12月の再任時期に現在の委員長が再任されないことがわかり、当署名運動の事務局は現在、次期NHK経営委員長および、NHK会長の選任に当たっての要望書提出の準備を進めています。

なお、辞任を求める署名に協力していただいた皆さん、ありがとうございました。

【NHK 問題の集会インフォメーション】

- 11月30日(土) 午後2時～4時半 渋谷勤労福祉会館 第61回放送を語る会 放送フォーラム「NHKかんぽ不正報道問題を検証する」 資料代800円／主催 放送を語る会
- 12月3日(火) 午後4時～6時 参議院議員会館地下109室 「放送を市民の手に！ 独立行政委員会制度実現を！」
／主催 NHKとメディアの今を考える会